

○三条地域水道用水供給企業団企業長の職務代理に関する規則

平成 7年 4月 1日

規則 第 1 号

改正 平成19年 3月13日 規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づき企業長の職務を代理する上席の職員を定めることを目的とする。

（企業長の職務を代理する上席の職員）

第2条 企業長の職務を代理する上席の職員及びその順序は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務担当の次長
- (3) その他の次長

附 則

この規則は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規則第1号）

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。